建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領

昭和49年７月１日 訓令乙第９号

最終改正　令和７年３月24日 訓令乙第３号

（目的）

1　この要領は、建設工事の競争入札に参加することができる資格を有する者の格付及び建設工事の競争入札に参加させようとする者（随意契約において見積書を徴しようとする者を含む。以下同じ。）の選定等について、他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（等級の格付の基準）

2　等級の格付（土木一式工事及び建築一式工事についてはＡ、Ｂ、Ｃ及びＤの４等級に、電気工事及び管工事についてはＡ、Ｂ及びＣの３等級）は、３に定める方法により算定した総合点数に基づき、行うものとする。

ただし、土木一式工事及び建築一式工事にあっては、総合点数が格付基準を満たす者であっても、別に等級ごとに定める技術職員数の基準を満たしていない場合は、１等級下位に格付けするものとする。

（総合点数の算定方法）

3　総合点数の算定は、次に定める方式による。

X_1、X_2、Ｙ、Ｚ、Ｗは「建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成20年国土交通省告示第85号）によるものとする。

(1)　(2)から(4)までに掲げるもの以外の建設工事の総合点数

総合点数＝$0.25X_1+0.15X_2+0.2Y+0.25Z+0.15W$

X_1：種類別年間平均完成工事高（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人（経営事項審査を受けている法人をいう。以下同じ。）の和、相続等による場合は、被承継者のもの）の評点

X_2：自己資本額（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の和、相続等による場合は、被承継者のもの）及び平均利益額（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の和、相続等による場合は、被承継者のもの）の評点

Ｙ　：経営状況分析の評点（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の平均値、相続等による場合は、被承継者のもの）

Ｚ　：技術力（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の和、相続等による場合は、被承継者のもの）の評点

Ｗ　：その他の審査項目の評点（合併等による継承の場合は、合併等に関係した法人の平均値、相続等による場合は、被承継者のもの）

(2)　土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

総合点数＝(1)により算出した数値＋Ｄ１＋Ｄ２＋Ｄ３＋Ｄ４＋Ｄ５＋Ｄ６＋Ｄ７＋Ｄ８＋Ｄ９＋Ｄ１０＋Ｄ１１＋Ｄ１２＋Ｄ１３＋Ｄ１４＋Ｄ１５＋Ｄ１６－Ｄ１７

Ｄ１：別記Ｄ１による工事成績等による評点

Ｄ２：別記Ｄ２によるＶＥ提案等による評点

Ｄ３：別記Ｄ３による工事表彰に関する評点

Ｄ４：別記Ｄ４によるＩＳＯ9000シリーズ認証取得に関する評点

Ｄ５：別記Ｄ５による災害応急対策に関する評点

Ｄ６：別記Ｄ６による監理技術者数に関する評点

Ｄ７：別記Ｄ７による障害者雇用に関する評点

Ｄ８：別記Ｄ８による次世代育成支援に関する評点

Ｄ９：別記Ｄ９による労働災害防止に関する評点

Ｄ１０：別記Ｄ１０による環境負荷の軽減に関する評点

Ｄ１１：別記Ｄ１１による地域防災に関する評点
Ｄ１２：別記Ｄ１２による暴力団排除に関する評点
Ｄ１３：別記Ｄ１３による建設キャリアアップシステムに関する評点
Ｄ１４：別記Ｄ１４による若手技術者育成型入札に関する評点
Ｄ１５：別記Ｄ１５による小規模修繕委託に関する評点
Ｄ１６：別記Ｄ１６によるパートナーシップ構築宣言に関する評点
Ｄ１７：別記Ｄ１７による参加停止措置を受けた場合の減点

(3)　共同企業体の総合点数

ア　イに掲げるもの以外の建設工事の総合点数

総合点数＝（$0.25X_1+0.15X_2+0.2Y+0.25Z+0.15W$）×1.1

Ｘ１：種類別年間平均完成工事高（各構成員の和）の評点
Ｘ２：自己資本額（各構成員の和）及び平均利益額（各構成員の和）の評点
Ｙ　：経営状況分析の評点（各構成員の平均値）
Ｚ　：技術力（各構成員の和）の評点
Ｗ　：その他の審査項目の評点（各構成員の平均値）

ただし、上記の10%の加算調整は、真に企業合併等に寄与すると認められる場合のみ行うものとする。

イ　土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

総合点数＝アにより算出した数値＋Ｄ１＋Ｄ２＋Ｄ３－Ｄ１７

Ｄ１：別記Ｄ１による工事成績等による評点（当該共同企業体としてのもの）
Ｄ２：別記Ｄ２によるＶＥ提案等による評点（当該共同企業体として提案したもの）
Ｄ３：別記Ｄ３による工事表彰に関する評点（当該共同企業体として受賞したもの）
Ｄ１７：別記Ｄ１７による参加停止措置を受けた場合の減点（当該共同企業体としてのもの）

(4)　事業協同組合の総合評点

ア　イに掲げるもの以外の建設工事の総合点数

総合点数＝（$0.25X_1+0.15X_2+0.2Y+0.25Z+0.15W$）×1.1

Ｘ１：種類別年間平均完成工事高（当該組合及び各審査対象者の和）の評点
Ｘ２：自己資本額（当該組合及び各審査対象者の和）及び平均利益額（当該組合及び各審査対象者の和）の評点
Ｙ　：経営状況分析の評点（当該組合及び各審査対象者の平均値）
Ｚ　：技術力（当該組合及び各審査対象者の和）の評点
Ｗ　：その他の審査項目の評点（当該組合及び各審査対象者の平均値）

(注) 審査対象者とは、事業協同組合が次に掲げる者のうちから当該組合の希望工事種別ごとに組合が指定した者をいう。

この場合において、審査対象者の数は10以内とする。

（ア）　当該組合の組合員であること。
（イ）　当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること。
（ウ）　当該希望工事種別に属する工事を施行することについて、経営事項審査の申請をしている者であること。

イ　土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数

総合点数＝アにより算出した数値＋Ｄ１＋Ｄ２＋Ｄ３＋Ｄ４＋Ｄ５＋Ｄ６＋Ｄ７＋Ｄ８＋Ｄ９＋Ｄ１０＋Ｄ１１＋Ｄ１２＋Ｄ１３＋Ｄ１４＋Ｄ１５＋Ｄ１６－Ｄ１７

Ｄ１：別記Ｄ１による工事成績等による評点（当該組合としてのもの）
Ｄ２：別記Ｄ２によるＶＥ提案による評点（当該組合として提案してもの）
Ｄ３：別記Ｄ３による工事表彰に関する評点（当該組合として受賞したもの）
Ｄ４：別記Ｄ４によるＩＳO9000 シリーズ認証取得に関する評点（当該組合として取得したもの）
Ｄ５：別記Ｄ５による災害応急対策に関する評点（当該組合としてのもの）
Ｄ６：別記Ｄ６による監理技術者数に関する評点（当該組合としてのもの）
Ｄ７：別記Ｄ７による障害者雇用に関する評点（当該組合としてのもの）
Ｄ８：別記Ｄ８による次世代育成支援に関する評点（当該組合としてのもの）
Ｄ９：別記Ｄ９による労働災害防止に関する評点（当該組合としてのもの）
Ｄ１０：別記Ｄ１０による環境負荷の軽減に関する評点（当該組合としてのもの）
Ｄ１１：別記Ｄ１１による地域防災に関する評点（当該組合としてのもの）
Ｄ１２：別記Ｄ１２による暴力団排除に関する評点
Ｄ１３：別記Ｄ１３による建設キャリアアップシステムに関する評点（当該組合としてのもの）
Ｄ１４：別記Ｄ１４による若手技術者育成型入札に関する評点（当該組合としてのもの）
Ｄ１５：別記Ｄ１５による小規模修繕委託に関する評点（当該組合としてのもの）
Ｄ１６：別記Ｄ１６によるパートナーシップ構築宣言に関する評点（当該組合としてのもの）
Ｄ１７：別記Ｄ１７による参加停止措置を受けた場合の減点（当該組合としてのもの）

⑸　合併したときの総合点数
ア　イに掲げるもの以外の建設工事の総合点数
（ア）　合併後３年未満の場合
総合点数＝（１）により算出した数値×1.20
（イ）　合併後３年以上５年未満の場合
総合点数＝（１）により算出した数値×1.15
イ　土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事の総合点数
総合点数＝アにより算出した数値＋Ｄ１＋Ｄ２＋Ｄ３＋Ｄ４＋Ｄ５＋Ｄ６＋Ｄ７＋Ｄ８＋Ｄ９＋
Ｄ１０＋Ｄ１１＋Ｄ１２＋Ｄ１３＋Ｄ１４＋Ｄ１５＋Ｄ１６－Ｄ１７
Ｄ１：別記Ｄ１による工事成績等による評点
Ｄ２：別記Ｄ２によるＶＥ提案による評点
Ｄ３：別記Ｄ３による工事表彰に関する評点
Ｄ４：別記Ｄ４によるＩＳO9000 シリーズ認証取得に関する評点
Ｄ５：別記Ｄ５による災害応急対策に関する評点
Ｄ６：別記Ｄ６による監理技術者数に関する評点
Ｄ７：別記Ｄ７による障害者雇用に関する評点
Ｄ８：別記Ｄ８による次世代育成支援に関する評点
Ｄ９：別記Ｄ９による労働災害防止に関する評点
Ｄ１０：別記Ｄ１０による環境負荷の軽減に関する評点
Ｄ１１：別記Ｄ１１による地域防災に関する評点
Ｄ１２：別記Ｄ１２による暴力団排除に関する評点
Ｄ１３：別記Ｄ１３による建設キャリアアップシステムに関する評点
Ｄ１４：別記Ｄ１４による若手技術者育成型入札に関する評点
Ｄ１５：別記Ｄ１５による小規模修繕委託に関する評点
Ｄ１６：別記Ｄ１６によるパートナーシップ構築宣言に関する評点
Ｄ１７：別記Ｄ１７による参加停止措置を受けた場合の減点

（入札参加資格委員会）

4　建設工事の競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」）の選定等を行うため、各部、各局、各部門、各課（以下同じ。）及び各出先機関に建設工事入札参加資格委員会（以下「委員会」という。）を置く。

5　委員会の構成は、次のとおりとする。

(1)　委員長　　部長（局、部門又は課にあっては部長代理、部理事、局長若しくは課長等（以下同じ。）、出先機関にあっては出先機関の長）

(2)　委　員　　委員長が指名する部内の部長代理、部理事、局長若しくは課長等又は委員長が特に必要があると認めて指名する他部局の部長代理、部理事、局長若しくは課長等（局、部門又は課にあっては委員長が指名する局、部門又は課の技監、課長代理若しくは班長等、出先機関にあっては委員長が指名する出先機関の次長、参事、技監又は課長等）

（会議）

6　委員会は、委員長が招集するものとし、委員の２分の１以上が出席しなければ開くことができない。

7　委員長が長期不在等により事務を執行できない場合は、委員長は委員の中から代理を、当該建設工事を担当する課長（以下「担当課長」という。）が長期不在等により事務を執行できない場合は、委員長は担当課長の代理を指名することができる。

8　委員会の議事は、出席委員の全員で決定する。

9　委員会の会議は、公開しない。

（会議の特例）

10　入札参加資格の設定等に当たり、急を要すると認めるときは、５、６及び８の規定にかかわらず、担当課長の意見を聞いて決定することができる。

（指名参考意見表）

11　出先機関が担当する工事であって各部、各局等の委員会の審議対象となるものの入札参加者の選定等に当たっては、当該工事を担当する出先機関の長は、あらかじめ指名参考意見表等を提出しなければならない。

（入札参加者の選定）

12　土木一式工事、建築一式工事、電気工事及び管工事については、当該工事の契約予定金額の等級（競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示（昭和39年静岡県告示第220号。以下「資格を定める告示」という。）第１の４に規定する等級をいう。以下同じ。）に属する有資格者（資格を定める告示第１の１及び４の規定により当該建設工事の入札に参加することができる資格を有する者をいう。以下同じ。）で発注予定工事の契約予定金額に相応するものの中から入札参加者を選定するものとする。

13　建築一式工事、電気工事及び管工事については、12の有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、発注予定工事の契約予定金額に応じ、当該等級の直近上位又は下位の等級に属する有資格者の中から入札参加者を選定することができる。

　この場合において、12の規定により選定する有資格者がないとき又は僅少であるときを除き、12の規定により選定する者を主体に選定するものとする。

14　資格を定める告示第１の６に該当する工事については、12及び13を適用しない。

15　入札参加者の選定については、競争性を確保しつつ、地域を守る建設業者が地域の工事を受注できるよう配慮した上で、別に定める規定に基づき行うものとする。

附　則

1　この要領は、昭和49年７月15日から施行する。

2　昭和57年発生公共土木施設災害復旧工事に係る予定価格3,000万円以上5,000万円未満のものに係る入札参加者の選定は、昭和57年12月１日から昭和58年３月31日までの間、10の規定にかかわらず、当該工事を担当する出先機関の指名委員会において決定することができる。

附　則
この訓令乙は、昭和50年6月1日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和50年12月16日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和51年5月27日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和52年4月20日から施行し、昭和52年4月1日から運用する。
附　則
この訓令乙は、昭和52年5月16日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和53年5月31日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和54年5月31日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和55年5月31日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和56年5月8日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和56年5月30日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和57年5月31日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和57年12月1日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和58年1月6日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和58年5月6日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和58年5月31日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和60年5月31日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和60年10月1日から施行する。
附　則
この訓令乙は、昭和63年8月23日から施行する。
附　則
この訓令乙は、平成元年6月1日から施行する。
附　則
この訓令乙は、平成元年9月1日から施行する。
附　則
この訓令乙は、平成2年4月2日から施行する。
附　則
この訓令乙は、平成2年7月30日から施行する。
附　則

この訓令乙は、平成３年４月１日から施行する。

附　則

この訓令乙は、平成３年11月12日から施行する。

附　則

この訓令乙は、平成５年12月１日から施行する。

附　則

この訓令乙は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この訓令乙は、平成６年10月１日から施行する。

附　則

この訓令乙は、平成８年８月21日から施行する。

附　則

1　この訓令乙は、平成10年７月１日から施行する。

2　この訓令乙は、平成11,12年度の建設工事入札参加資格申請から適用し、平成10年度の建設工事入札参加資格申請については、なお、従前の例による。

附　則

この訓令乙は、平成11年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成15年１月９日から施行する。

附　則

この訓令は、平成15年３月31日から施行する。

附　則

この訓令は、平成16年３月31日から施行する。

附　則

この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

1　この訓令は、平成20年４月１日から施行する。ただし、総合点数の算定における子育て支援の評点及び入札参加者の選定における子育て支援の状況の勘案に係る規定については、別に定める評価基準の決定後に適用するものとし、評価基準が決定されるまでは、なお従前の例による。

2　総合点数の算定における子育て支援の評点については、平成19・20年度の建設工事に係る入札参加資格の認定に限り、入札参加資格の認定を受けた後に評価基準を達成した場合にも加点するものとする。

附　則

1　この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

2　総合点数の算定における子育て支援の評点については、平成21・22年度の建設工事に係る入札参加資格の認定に限り、入札参加資格の認定を受けた後に評価基準を達成した場合にも加点するものとする。

附　則

1　この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

2　総合点数の算定における子育て支援の評点については、平成23・24年度の建設工事に係る入札参加資格の認定に限り、入札参加資格の認定を受けた後に評価基準を達成した場合にも加点するものとする。

附　則

1　この訓令は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

1　この訓令乙は、平成28年４月１日から施行する。

2　この訓令乙は、平成29･30年度の建設工事入札参加資格申請から適用し、平成28年度の建設工事入札参加資格申請については、なお、従前の例による。

附　則

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

1　この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

2　この訓令は、令和３・４年度の建設工事入札参加資格申請から適用し、令和２年度の建設工事入札参加資格申請については、なお、従前の例による。

附　則

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

1　この訓令は、令和４年11月１日から施行する。

2　この訓令は、令和５・６年度の建設工事入札参加資格申請から適用し、令和４年度の建設工事入札参加資格申請については、なお、従前の例による。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

別記

等級別技術職員数基準

工事業種 / ランク	土木一式	建築一式
A	5人以上	2人以上
B	2人以上	1人以上
C	1人以上	－
D	－	－

上表における人数は、前年の12月31日時点における１級技術職員数とする。

なお、１級技術職員とは、建設業法第15条第２号イに規定する１級国家資格を有する者又は同号ハの規定によりこれと同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認定した者をいう。

Ｄ１　工事成績等による評点

工事成績が66点以上の工事について、それぞれの種類ごとに次の式により合計点数を算定する。

合計点数＝Σ｛（工事成績－65）×請負代金額／100万円（小数点以下切り捨て）｝

災害応急工事の実績がある場合は、次に記載した点数を、上記合計点数に加算する。

1　応急（本・仮）工事（500万円未満、工事成績評定なし）

80点加算

２　応急（本・仮）工事（500 万円以上、工事成績評定なし）
次の式により算定した点数を加算
（81 点－65 点）×請負代金額／100 万円
３　応急本工事（成績評定有り）
｛（工事成績－65 点）×請負代金額／100 万円｝＋80 点
算定した合計点数に応じ、表１から４に掲げる技術評価点を工事成績等の評点とする。

表１

土木一式工事

合計点数				技術評価点	合計点数				技術評価点
120,000	以上			510	11,500	以上	13,000	未満	255
113,000	以上	120,000	未満	498	10,200	以上	11,500	未満	246
106,000	以上	113,000	未満	489	9,000	以上	10,200	未満	237
99,500	以上	106,000	未満	480	7,800	以上	9,000	未満	228
93,500	以上	99,500	未満	471	6,800	以上	7,800	未満	219
87,500	以上	93,500	未満	462	5,900	以上	6,800	未満	210
82,000	以上	87,500	未満	453	5,050	以上	5,900	未満	201
76,500	以上	82,000	未満	444	4,300	以上	5,050	未満	192
71,500	以上	76,500	未満	435	3,650	以上	4,300	未満	183
66,500	以上	71,500	未満	426	3,050	以上	3,650	未満	174
62,000	以上	66,500	未満	417	2,550	以上	3,050	未満	165
57,500	以上	62,000	未満	408	2,100	以上	2,550	未満	156
53,200	以上	57,500	未満	399	1,700	以上	2,100	未満	147
49,400	以上	53,200	未満	390	1,360	以上	1,700	未満	138
45,700	以上	49,400	未満	381	1,070	以上	1,360	未満	129
42,000	以上	45,700	未満	372	830	以上	1,070	未満	120
38,500	以上	42,000	未満	363	620	以上	830	未満	111
35,500	以上	38,500	未満	354	460	以上	620	未満	102
32,500	以上	35,500	未満	345	330	以上	460	未満	93
29,500	以上	32,500	未満	336	220	以上	330	未満	84
27,000	以上	29,500	未満	327	145	以上	220	未満	75
24,500	以上	27,000	未満	318	90	以上	145	未満	66
22,300	以上	24,500	未満	309	52	以上	90	未満	57
20,100	以上	22,300	未満	300	26	以上	52	未満	48
18,100	以上	20,100	未満	291	11	以上	26	未満	39
16,200	以上	18,100	未満	282	5	以上	11	未満	30
14,500	以上	16,200	未満	273	1	以上	5	未満	24
13,000	以上	14,500	未満	264	0				0

表２

建築一式工事

合計点数				技術評価点	合計点数				技術評価点
46,000	以上			620	4,350	以上	4,950	未満	311
43,000	以上	46,000	未満	609	3,800	以上	4,350	未満	299
40,200	以上	43,000	未満	597	3,300	以上	3,800	未満	288
37,600	以上	40,200	未満	585	2,850	以上	3,300	未満	276
35,000	以上	37,600	未満	573	2,450	以上	2,850	未満	264
32,500	以上	35,000	未満	561	2,120	以上	2,450	未満	252
30,300	以上	32,500	未満	549	1,800	以上	2,120	未満	241
28,100	以上	30,300	未満	537	1,530	以上	1,800	未満	230
26,000	以上	28,100	未満	525	1,300	以上	1,530	未満	219
24,000	以上	26,000	未満	513	1,070	以上	1,300	未満	208
22,200	以上	24,000	未満	501	880	以上	1,070	未満	196
20,400	以上	22,200	未満	489	710	以上	880	未満	185
18,800	以上	20,400	未満	477	580	以上	710	未満	174
17,200	以上	18,800	未満	465	460	以上	580	未満	163
15,700	以上	17,200	未満	453	350	以上	460	未満	152
14,400	以上	15,700	未満	441	265	以上	350	未満	140
13,100	以上	14,400	未満	429	190	以上	265	未満	129
11,900	以上	13,100	未満	417	135	以上	190	未満	117
10,700	以上	11,900	未満	405	90	以上	135	未満	105
9,700	以上	10,700	未満	393	58	以上	90	未満	93
8,700	以上	9,700	未満	381	34	以上	58	未満	82
7,800	以上	8,700	未満	369	20	以上	34	未満	70
7,000	以上	7,800	未満	357	10	以上	20	未満	59
6,300	以上	7,000	未満	346	4	以上	10	未満	48
5,600	以上	6,300	未満	335	1	以上	4	未満	36
4,950	以上	5,600	未満	323	0				0

表３

電気工事

合計点数				技術評価点	合計点数				技術評価点
12,000	以上			490	1,100	以上	1,320	未満	244
11,000	以上	12,000	未満	475	920	以上	1,100	未満	231
10,000	以上	11,000	未満	463	760	以上	920	未満	219
9,000	以上	10,000	未満	450	620	以上	760	未満	207
8,200	以上	9,000	未満	436	500	以上	620	未満	195
7,400	以上	8,200	未満	424	390	以上	500	未満	182
6,600	以上	7,400	未満	411	300	以上	390	未満	169
5,900	以上	6,600	未満	397	230	以上	300	未満	156
5,300	以上	5,900	未満	384	170	以上	230	未満	144
4,700	以上	5,300	未満	371	125	以上	170	未満	132

4,200	以上	4,700	未満	358	88	以上	125	未満	120
3,700	以上	4,200	未満	346	60	以上	88	未満	108
3,250	以上	3,700	未満	333	38	以上	60	未満	96
2,850	以上	3,250	未満	321	23	以上	38	未満	84
2,450	以上	2,850	未満	308	12	以上	23	未満	72
2,100	以上	2,450	未満	294	5	以上	12	未満	59
1,800	以上	2,100	未満	281	3	以上	5	未満	46
1,540	以上	1,800	未満	268	1	以上	3	未満	39
1,320	以上	1,540	未満	256	0				0

表４

管工事

合計点数				技術評価点	合計点数				技術評価点
10,100	以上			600	1,280	以上	1,450	未満	329
9,400	以上	10,100	未満	591	1,120	以上	1,280	未満	317
8,700	以上	9,400	未満	578	980	以上	1,120	未満	305
8,100	以上	8,700	未満	565	860	以上	980	未満	293
7,500	以上	8,100	未満	553	740	以上	860	未満	281
6,900	以上	7,500	未満	540	640	以上	740	未満	269
6,400	以上	6,900	未満	527	540	以上	640	未満	257
5,900	以上	6,400	未満	515	460	以上	540	未満	245
5,400	以上	5,900	未満	502	380	以上	460	未満	233
4,950	以上	5,400	未満	489	310	以上	380	未満	220
4,550	以上	4,950	未満	477	250	以上	310	未満	207
4,150	以上	4,550	未満	465	200	以上	250	未満	194
3,800	以上	4,150	未満	452	155	以上	200	未満	181
3,450	以上	3,800	未満	440	120	以上	155	未満	168
3,150	以上	3,450	未満	428	90	以上	120	未満	156
2,850	以上	3,150	未満	416	67	以上	90	未満	143
2,550	以上	2,850	未満	404	48	以上	67	未満	131
2,300	以上	2,550	未満	390	33	以上	48	未満	118
2,050	以上	2,300	未満	378	21	以上	33	未満	105
1,850	以上	2,050	未満	366	1	以上	21	未満	92
1,650	以上	1,850	未満	354	0				0
1,450	以上	1,650	未満	342					

（注）　請負代金額（最終変更後の請負代金）が１件500万円（平成28年３月31日以前にあっては250万円）以上の静岡県発注の工事について、４か年前の１月１日から前年の12月31日までの間に静岡県建設工事成績評定要領（平成28年３月31日以前については、静岡県土木工事成績評定基準、建築・設備工事成績評定基準、農林土木工事成績評定基準のいずれか）に基づき工事成績を算定した工事のうち建設事務総合システム（静岡県交通基盤部、経済産業部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部及び企業局等（いずれも旧組織含む）の発注工事）に登録された工事を対象とする。

Ｄ２　ＶＥ提案等に関する評点

前々年の１月１日から前年の12月31日までに静岡県発注の工事においてＶＥ提案を行った建設

業者に対し１工事につき10点加算する。さらに、採用された提案の場合は１工事につき20点加点する。なお加点は、最大30点とする。

Ｄ３　工事表彰による評点

入札参加資格の認定期間の前々年度及び前年度中に、静岡県交通基盤部優良建設工事等表彰、優良業務委託表彰（点検・維持管理業務部門に限る。）、経済産業部優良建設工事等表彰、営繕関係優良建築・設備工事等表彰、企業局優良建設工事等表彰及びくらし・環境部（公営住宅関係）優良工事等表彰を受賞した建設業者又は受賞した技術者が所属する建設業者に対し、当該受賞の対象となった工事業種について知事表彰は40点、部局長表彰は30点、交通基盤部参事（営繕担当）表彰（旧組織含む。）及び所長表彰は20点を加点する。（特定建設工事共同企業体として表彰を受けた工事に対するものを含む。）

また、前年の12月31日時点において、建設マスターの所属する建設業者に対し10点、技能マイスターの所属する建設業者に対し10点、優秀施工者が所属する建設業者に対し５点をそれぞれ加点する。

なお加点は、最大60点とする。

Ｄ４　ＩＳＯ9000シリーズ認証取得に関する評点

前年の12月31日時点において、工事に関連し、ＩＳＯ9000シリーズ認証取得業者に対し３点加点する。

Ｄ５　災害時応急対策に関する評点

前年の12月31日時点において、静岡県交通基盤部各機関と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している建設業者に対し10点加点する。

さらに、協定を締結している建設業者のうち、前年の12月31日時点において、表５に掲げる建設機械を保有（長期リース含む）する者に対し、１台につき１点加点する。なお加点は、最大10点とする。

表５

建設機械の名称	範囲
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が３トン以上のもの
トラクターショベル	バケット容量が０.４立方メートル以上のもの
モーターグレーダー	自重が５トン以上のもの
高所作業車	作業床の高さが２ｍ以上のもの
締固め用機械	ロードローラ、タイヤローラー、振動ローラー
解体用機械	ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機
土砂を運搬する貨物自動車（ダンプ車）	自動車検査証の車体の形状欄に、ダンプ、ダンプセミトレーラ、ダンプフルトレーラと記載があるもの（備考欄に土砂の運搬の制限がある場合は対象外）
移動式クレーン	つり上げ荷重３トン以上のもの

Ｄ６　監理技術者数に関する評点

前年の12月31日時点において、建設業者に所属する監理技術者１人につき２点加点する。なお

加点は、最大20点とする。

Ｄ７　障害者雇用に関する評点

前年の12月31日時点において、「障害者雇用企業登録者名簿」（静岡県経済産業部）に登載されている建設業者に対し10点加点する。

Ｄ８　次世代育成支援に関する評点

前年の12月31日時点において、静岡県次世代育成支援企業認証取得業者に対し10点加点する。

Ｄ９　労働災害防止に関する評点

前年の12月31日時点において、建設業労働災害防止協会静岡県支部への加入建設業者に対し５点、同協会静岡県以外の支部への加入建設業者に対し３点加点する。

D10　環境負荷の軽減に関する評点

前年の12月31日時点において、ＩＳＯ14001又はエコアクション21認証取得業者に対し３点加点する。ただし、ＩＳＯ14001とエコアクション21の両方の認証取得業者についても３点のみ加点する。

D11　地域防災に関する評点

前年の12月31日時点において、静岡県内市町の消防団協力事業所認定取得業者に対し10点加点する。

D12　暴力団排除に関する評点

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）」に基づく不当要求防止責任者の選任届を提出し、３か年前の１月１日から前年の12月31日までの間に、責任者講習を受講した者が所属する建設業者に対し10点を加点する。

D13　建設キャリアアップシステムに関する評点

前年の12月31日時点において、建設キャリアアップシステムの事業者登録をしている建設業者に対し、10点加点する。

D14　若手技術者育成型入札に関する評点

前々年の１月１日から前年の12月31日までの間に完成した静岡県発注の工事において、若手技術者配置確認通知書を交付された建設業者に対し10点加点する。

D15　小規模修繕委託に関する評点

静岡県発注の小規模修繕委託を受注し、前々年の１月１日から前年の12月31日までの間に業務を完遂した建設業者に対し10点加点する。

D16　パートナーシップ構築宣言に関する評点

前年の12月31日時点において、パートナーシップ構築宣言を登録している建設業者に対し、３点加点する。

D17 参加停止措置を受けた場合の減点

前々年の１月１日から前年の12月31日までの間に、静岡県建設工事等に係る入札参加停止等措

置要綱に基づく参加停止措置を受けた建設業者に対し、１か月につき（１か月未満切り上げ）10 点を減点する。ただし、参加停止措置を受けた原因発生日が平成 25 年４月１日以降の場合は、１か月につき（１か月未満切り上げ）20 点を減点する。